

令和6年11月1日
生活文化政策部

「世田谷区市民活動支援事業」の見直しについて

（付議の趣旨）

世田谷区市民活動支援事業における「提案型協働事業」について、今後の協働や支援のあり方を見直し、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの手法を加え、「課題解決事業」を新設することとしたので決定する。

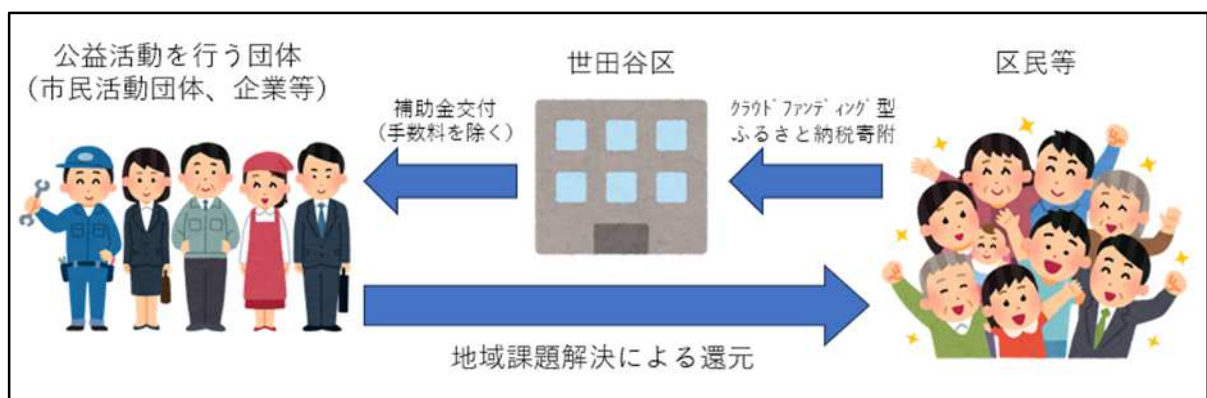
1 主旨

世田谷区市民活動支援事業における「提案型協働事業」は、NPO等の市民活動団体と区が協働し、地域の課題解決等を行うため、平成14年度より「地域保健福祉等推進基金」を活用し開始した事業である。本事業が20年以上経過し、この間の社会需要や課題などを踏まえ、今後の協働や支援のあり方等について見直しを進めてきた。

本事業は、NPO法人等の非営利組織のみで対象が狭く、補助上限が年間50万円で事業規模が限定され創造的なアプローチが難しく、また4年の補助期間終了後における事業の継続等に課題がある。これらの解決にあたっては、自主財源の確保策を身に着け、創造的なアプローチにより事業規模を拡大できるといったノウハウを蓄積した人材の育成が欠かせない視点である。

そのため、「提案型協働事業」を見直し、区の社会的課題に取り組んでいる企業等も対象に加え、補助事業者が社会からの共感を得ながら自主財源の確保や人材の育成ができるよう、新たに「ふるさと納税を活用して寄附を募るクラウドファンディング（以下、「ふる納CF」という。）」の手法を加え、区内での地域課題や社会的課題の解決を図る「課題解決事業」への支援を新設し、切り替えていくこととしたので決定する。

なお、提案型協働事業は、すべての採択団体の補助期間終了後に廃止する。



2 見直し後の事業概要

(1) 対象事業

1) 課題解決事業（新設）

区内で実施する地域課題や社会的課題の解決を図る新たな展開を有している事業

2) 提案型協働事業（補助期間終了（令和8年度）後に廃止）

団体と区の担当課が協働し、地域の課題解決等を行う事業
現在実施している事業の継続のみ対象

(2) 対象団体

1) 課題解決事業 NPO等市民活動団体、企業等

2) 提案型協働事業 提案型協働事業に採択された継続団体

(3) 補助事業数（令和7年度） 10事業以内

(4) 補助金額

本事業に直接要する経費について、「ふる納CF」により集めた各事業への寄附金額に基づき、以下のとおり補助する。

1) 課題解決事業（採択1～3年目）

ア 定額補助 30万円

イ 寄附金額が70万円以下 ア+寄附金全額

ウ 寄附金額が70万円以上 ア+寄附金額から、70万円を超える寄附金額に係る以下の寄附手数料を差し引いた金額

寄附手数料 = 寄附金額 × 寄附手数料率（累進料率） - 控除額

寄附金額	寄附手数料率	控除額
70万円以下	なし	—
70万円超～470万円以下	20%	14万円
470万円超	40%	108万円

2) 課題解決事業（採択4年目以降）及び提案型協働事業

ア 寄附金額が100万円以下 寄附金全額

提案型協働事業に採択された継続事業も、「ふる納CF」に挑戦する。ただし、寄附金額が50万円以下となった場合は、これまでと同様に50万円を上限に補助する。

イ 寄附金額が100万円以上 寄附金額から、100万円を超えた寄附金額における以下の寄附手数料を差し引いた金額

寄附手数料 = 寄附金額 × 寄附手数料率（累進料率） - 控除額

寄附金額	寄附手数料率	控除額
100万円以下	なし	—
100万円超～500万円以下	20%	20万円
500万円超	40%	120万円

(5) 審査方法 書類審査及び選定委員、他申請団体、一般区民の前で行う公開プレゼンテーションや質疑による審査

(6) 補助金支払方法

原則、補助事業終了後の精算による事業費確定払いとする。ただし、補助団体の事情に合わせ、「ふる納ＣＦ」終了後もしくは終了前に既に集まった寄附金額を上限に、概算払いとして補助金の前払いを可能とする。

(7) 補助事業の継続

決定した補助事業について、翌年度も継続して申請があった場合、新規の審査とは異なり、社会的インパクト（区民の意識啓発・行動変容、コミュニティの創出・強化、新製品による環境配慮等による事業効果）や寄附金額等、前年度事業申請時に設定した成果指標（ＫＰＩ）を踏まえ、書類審査にて継続の可否を判断する。

(8) 「ふる納ＣＦ」における返礼品について

返礼品は、区外在住の寄附者への提供を可能とする。

(9) ネットワークづくり等による支援について

補助事業者への支援については、令和7年7月予定に交流会を実施し、補助事業者同士をはじめ他団体とのネットワークづくりを通じた事業の拡大・拡充を図るための支援をする。また、当課が窓口となり、相談内容により該当所管課とも連携し支援する。

3 予算金額

(1) 事業費 15,394千円

内訳) 補助金 13,180千円

うち、寄附想定額：1事業1,000千円×10事業

報償費 396千円 選定委員報酬

需用費 226千円 交流イベント、「ふる納ＣＦ」募集チラシ印刷費ほか

委託費 1,592千円 事務委託、募集チラシデザイン委託

(2) 特定財源 「ふる納ＣＦ」寄附金は、「地域保健福祉等推進基金」へ入金した後、補助金として補助事業に交付する。

4 スケジュール（予定）

令和6年 11月 区民生活常任委員会報告

令和7年 3月 事業選定委員会（選定方法等決定）

4～5月 事業募集、事前確認

5月 募集締切

6月 1次選定（書類審査）審査委員質問・団体回答

2次選定（公開審査）助成事業決定

7～9月 「ふる納ＣＦ」準備

9～11月 「ふる納ＣＦ」実施

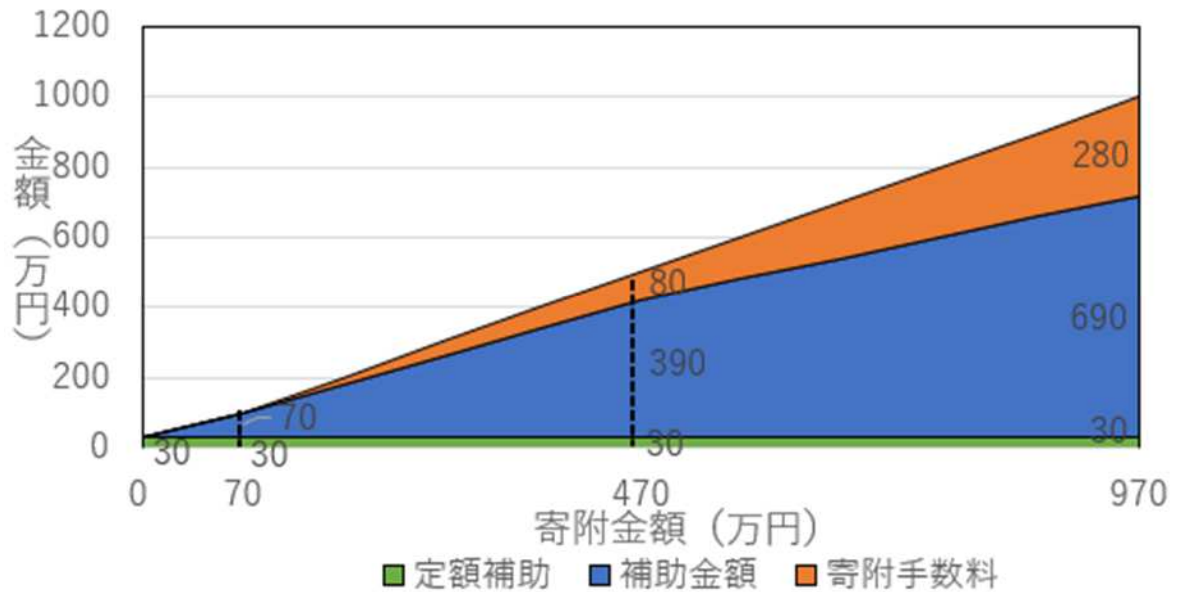
12月 寄附額集計、補助金交付額決定

令和 8 年	3 月末	助成事業実績報告書提出
	4 月	精算、補助金交付
	7 月	実施報告会
令和 9 年	3 月	提案型協働事業の廃止

参考

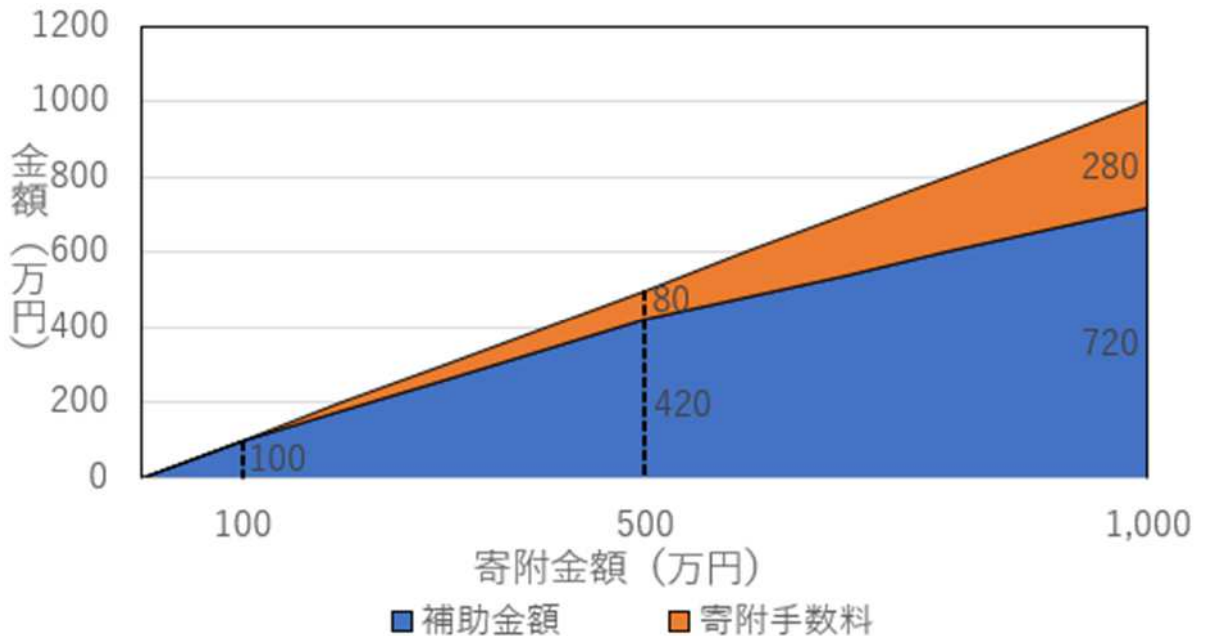
(4) 補助金額

1) 課題解決事業(採択1～3年目)



寄附金額	70 万円	470 万円	970 万円	4,970 万円
定額補助	30 万円	30 万円	30 万円	30 万円
寄附手数料	なし	- 80 万円	- 280 万円	- 1,880 万円
補助金額	100 万円	420 万円	720 万円	3,120 万円

2) 課題解決事業(採択4年目以降)



寄附金額	100 万円	500 万円	1,000 万円	5,000 万円
寄附手数料	なし	- 80 万円	- 280 万円	- 1,880 万円
補助金額	100 万円	420 万円	720 万円	3,120 万円